

第1編 総 則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

宮古市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、宮古市の責務を明らかにするとともに、宮古市の国民の保護に関する計画について定める。

1 市の責務 (法3②)

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「国基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質 (法16①)

本計画は、市が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、宮古市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）等で定めている防災に関する体制を活用する。

3 市国民保護計画の変更 (法35・39関係)

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、市議会に報告し、公表する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重 (法5)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済 (法6)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供 (法8)

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ適切な方法で提供する。

また、武力攻撃災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保 (法3④)

市は、平素から国、県、近隣市町村、宮古地区広域行政組合消防本部並びに指定公共機関及び指定地方公共機関など国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力 (法4)

市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及、啓発及び訓練の実施 (法42関係、43関係)

市は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等 (法7関係)

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施 (法9)

国民保護措置の実施に当たっては、特に災害時要援護者に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、災害時要援護者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法22)

市は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

10 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人（外国籍の者。以下同じ。）について、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

11 個人情報の保護

市は、国民保護措置を実施するに当たり、個人情報の保護に留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携の確保を図るため、国民保護措置の実施主体である関係機関の事務又は業務の概要について、県に準じ、以下のとおり定める。

1 市及び広域行政組合の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
宮古市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
宮古地区広域行政組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成への協力 2 市国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部への参加 4 宮古地区広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）国民保護対策本部等の組織の整備、市等の実施する訓練への協力及び参加 5 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 6 武力攻撃災害による被災者の捜索及び救出、死体の捜索及び処理等、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 消防、退避の指示の伝達、市長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 市が行う国民生活の安定に関する措置の実施への協力 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
岩手県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の内容の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他の管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 盛岡財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 八戸税関支署 宮古税関支署 大船渡税関支署 大船渡税関支署釜石出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
岩手労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害による被災者の雇用対策
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車輛の安全保安
東京航空局 仙台空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部 東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区气象台 盛岡地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

第1編 総則

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

機関の名称	事務又は業務の概要
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部 八戸海上保安部 釜石海上保安部宮古海上保安署	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 海上における生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び武力攻撃災害による被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者 日本放送協会 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株) JRバス東北(株) (株)日本航空インターナショナル 佐川急便(株) 西濃運輸(株) 福山通運(株) ヤマト運輸(株) 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株) (社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 (株)岩手県交通 (株)岩手県北自動車	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の輸送の確保
電気通信事業者 東日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 電源開発(株) 東北電力(株)	1 電気の安定的な供給

機関の名称	事務又は業務の概要
ガス事業者 (社)岩手県高圧ガス保安協会	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便物の送達の確保等
病院、その他の医療機関 独立行政法人国立病院機構 (社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	1 医療の確保
公共土木施設の管理者 東日本高速道路株	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行、その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

5 総合調整機能 (法 29①・同⑤)

県の区域において各機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県国民保護対策本部長又は県緊急対処事態対策本部長（以下「県対策本部長」という。）が総合調整を図ることとされているが、市は、必要な総合調整について県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）へ要請するとともに、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）又は市緊急対処事態対策本部長は市の区域において、市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置について総合調整を図る。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について以下のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本市は、岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端（東経 142° 04′ 21″）に位置している。

広さは、東端から西端の距離 44 km、南端から北端の距離 37km で、岩手県総面積 15, 278. 86 k m² の約 4. 6% にあたる 696. 82 k m² で、県内でも上位の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで、避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。

宮古市の位置				
方位	地名	隣接地名	東経	北緯
東端	トドヶ崎	太平洋	142° 04′ 21″	39° 32′ 48″
西端	害鷹森	川井村	141° 36′ 10″	39° 42′ 18″
南端	舘ヶ崎	太平洋	142° 01′ 11″	39° 29′ 57″
北端	小成河川口	岩泉町	141° 58′ 38″	39° 49′ 52″
東端⇔西端間の距離			44 km	
南端⇔北端間の距離			37 km	

(2) 地勢・気候

本市の東は太平洋に面し、その海岸線はリアス式海岸の壮大な景観が広がり、北、西、南の三方は、北上高地より連なる山々に囲まれ、太平洋に注ぐ閉伊川が地域内を流れるなど、その全域が変化に富んだ地形となっている。また、地形の特徴として森林面積の広さがあり、全体で約 628 k m²、総面積の約 90. 1% を占めており、可住地面積は 1 割程度となっている。

気候は、夏季は親潮の影響で涼しく真夏は年間で 13 日程度である。梅雨から夏にかけては、「やませ」と呼ばれる冷たく湿った北東気流の影響を受け霧が多い。冬季は奥羽山脈、北上山地の影響で乾燥した晴天の日が多く、比較的温暖で積雪も少ないが、2月から3月に三陸沖を北上する低気圧により大雪となることがある。

このような地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立が懸念される。

さらに、冬季の寒さや積雪状況によっては、避難路の凍結などが避難や救援に当たり障害となることから、特別な配慮が必要となる。

本市は、長い海岸によって太平洋に面しているが、隆起式やリアス式海岸といった大規模な着上陸侵攻には適さない地形である。反面、ゲリラや特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的に対しては、適した地形と考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

2 社会的特徴

(1) 交通機関等

本市の鉄道は、東日本旅客鉄道(株)、三陸鉄道(株)が担っており、J R山田線により盛岡・釜石方面、J R岩泉線により岩泉方面が結ばれ、三陸鉄道北リアス線により久慈方面が結ばれている。各線が公共交通機関として重要な役割を果たしていることから、テロ等により列車などが爆破された場合には、相当の被害の発生が懸念されるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。

バス輸送に関しては、(株)岩手県北自動車等が担っており、路線バスはもとより高速バスも運行されている。

道路については、市内を南北に縦断する国道45号及び340号、盛岡市と結ぶ国道106、隣接町村とを結ぶ県道並びにこれらを結ぶ市道によるネットワークを形成しているが、内陸部と結ぶ道路が限定されており、住民の避難に当たっては自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。

本市においても、自動車交通量の増加により、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くことが予想されることから、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とすることが望まれるが、地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも配慮する。

港湾は、重要港湾である宮古港があり、輸入木材の取扱量において、全国でも屈指の木材港となっている。

漁港は、県管理の第2種漁港が2港(重茂・田老)、第1種漁港が1港(音部)あり、市管理の第1種漁港が15港ある。

(2) 重要施設等

本市の近隣には、航空自衛隊の山田分屯基地があり、こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の市として住民の避難について配慮していく必要がある。

県内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。

第5章 本計画が対象とする事態の類型等

市国民保護計画においては、以下のとおり国基本指針及び県国民保護計画において想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

国基本指針及び県国民保護計画には、武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、市国民保護計画においても国基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については、以下のとおりである。

【国基本指針における武力攻撃事態等の分類】

類 型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <p>a 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>b 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>c 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>d 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>a 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>b 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生</p>

	<p>も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>a ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市、消防本部、第二管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である</p>
<p>弾道ミサイル攻撃</p>	<p>《特徴》</p> <p>a 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>b 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>a 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>航空攻撃</p>	<p>《特徴》</p> <p>a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>b 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>c なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>d 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>a 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

国基本指針及び県国民保護計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、以下のとおりであり、市国民保護計画においても国基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

【国基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等】

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<p>a 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>b 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>c ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
生物兵器	<p>a 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>b 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>c したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>

区 分	NBC兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>a 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>b このため、国、県、市、消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染を行い、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態の対処及び分類 (法183関係)

(1) 緊急処理事態への対処

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずる。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の内容の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(2) 緊急処理事態の分類

国基本指針及び県国民保護計画において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、以下のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

【国基本指針における緊急処理事態の分類】

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	1 原子力事業所等の破壊 2 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 3 危険物積載船への攻撃 4 ダムの破壊	1 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 2 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 3 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 4 ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	1 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 2 列車等の爆破	a 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	1 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 2 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 3 水源地に対する毒素等の混入 4 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	1 放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 2、3 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 4 化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	1 航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ 2 弾道ミサイル等の飛来	a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 b 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 c 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(3) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

国基本指針及び県国民保護計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、武力攻撃事態等の場合と同様であり、市国民保護計画においても国基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

1 市の各部課室等における平素の業務

① 市の各部課室等（部課室及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。

なお、出先機関の平素の業務については、必要に応じ、別に定める。

② 市における国民保護に関する業務の総括、各部課室等間の調整及び企画立案等については、危機管理監危機管理課が行うものとする。

【市の各部課室等における平素の業務】

部課室等	平 素 の 業 務
危機管理監	1 市国民保護の準備の総合調整に関すること 2 市国民保護措置の準備の総括に関すること 3 市国民保護協議会の運営に関すること 4 市国民保護計画の見直し及び変更に関すること 5 国民保護対策本部の体制、資機材等の整備に関すること 6 初動体制の整備に関すること 7 非常通信体制の整備に関すること 8 国民保護準備に係る指定地方行政機関、自衛隊、県、県警察、消防本部、指定公共機関、指定地方公共機関、他市町村等との連携体制の整備に関すること 9 危機情報等の収集、分析等に関すること 10 警報の伝達、避難の指示経由等の体制整備に関すること（市全域） 11 自主防災組織の連絡調整及び支援に関すること 12 避難施設の指定及び管理に係る県との連絡調整に関すること 13 国民保護に係る備蓄、訓練等に関すること 14 ライフライン（電気、ガス、電気通信施設等）の確保に係る体制整備等に関すること 15 市国民保護に係る消火、救急、救助の調査等に関すること 16 市消防団との連絡調整に関すること 17 危険物質等の保安体制の整備に関すること 18 その他各部課室に属さない国民保護、武力攻撃事態等に係る準備及び整備に関すること

部課室等	平 素 の 業 務
総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に係る体制整備等に関する事 2 市の職員の活動支援、安否、補償等に係る体制整備等に関する事 3 特殊標章(赤十字標章を除く)の交付、許可等に関する事 4 国民の権利利益の救済に係る手続きの整備に関する事 5 市国民保護に係る広報及び広聴に関する事 6 市国民保護に係る写真等による情報の記録、収集等に関する事 7 報道機関との連絡調整に関する事 8 バス、鉄道等による避難住民の運送の調査、計画、手配、体制等の整備に関する事 9 外国人の保護体制等の整備に関する事 10 市国民保護対策関係の予算その他財務に関する事 11 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事 12 市仮庁舎及び現地対策本部の設置場所、資機材等の調査及び準備に関する事 13 市有財産、車両等の整備及び管理に関する事 14 被災情報の収集及び提供の体制整備等に関する事 15 市税、諸収入減免制度等の制定及び周知に関する事 16 総務企画部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事 17 前各号に掲げるもののほか、総務企画部が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関する事
市民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供の体制整備等に関する事 2 避難施設の開設及び運営の体制整備等に関する事 3 避難施設の確保に係る調査、計画、体制整備等に関する事 4 在住外国人等との情報連絡及び調整に関する事 5 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備等に関する事 6 死体の収容等に係る関係機関との連絡及び死体の処理に関する事 7 水質検査等環境保全に係る体制整備等に関する事 8 清掃に係る体制整備等に関する事 9 廃棄物(し尿を含む)の処理に係る体制整備等に関する事 10 公園の保全に係る体制整備等に関する事 11 入浴施設、トイレ等の確保及び提供に係る調査、計画、体制整備等に関する事 12 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事 13 義援金品の受領及び配分に関する事 14 赤十字標章の交付、許可等に関する事 15 ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事 16 自治会等自治組織に対する住民協力要請及び連絡調整に関する事 17 人権擁護体制等の整備及び啓発に関する事 18 市民生活部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事 19 前各号に掲げるもののほか、市民生活部が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関する事

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備

部課室等	平 素 の 業 務
保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難、救援に係る体制整備等に関する事 2 保育所等入所児の避難、救援等に係る調査、計画、体制整備等に関する事 3 保育所等入所児の応急保育に係る調査、計画、体制整備等に関する事 4 臨時託児所の開設及び運営の体制整備等に関する事 5 臨時託児所の確保に係る調査、計画、体制整備等に関する事 6 防疫に係る体制整備等に関する事 7 医療、助産（人員、施設等）に係る体制整備等に関する事 8 医療品、衛生材料及び医療器材の調達等に関する事 9 医療救護班の編成及び活動に関する事 10 救護施設の開設及び運営の体制整備等に関する事 11 救護施設の確保に係る調査、計画、体制整備等に関する事 12 救援物資の備蓄、運送及び配分に関する事 13 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材、体制の整備等に関する事 14 住民の健康維持及び保健衛生の確保に係る体制整備等に関する事 15 食品衛生に係る体制整備等に関する事 16 保健福祉部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事 17 前各号に掲げるもののほか、保健福祉部が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関する事
産業振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の運送の調査、計画、手配、体制の整備等に関する事 2 生活必需品の給与及び確保に係る体制整備等に関する事 3 商工業関係の被害調査、対策に係る体制整備に関する事 4 就職支援に係る体制整備等に関する事 5 生活関連物資等の価格安定に係る体制整備等に関する事 6 観光客、宿泊者に係る保護体制の整備等に関する事 7 観光施設等との連絡調整に関する事 8 食品の給与及び確保に係る体制整備等に関する事 9 農林水産業関係の被害調査、対策に係る体制整備等に関する事 10 農道等農林関係施設の状況確認、確保及び情報提供に係る体制整備等に関する事 11 家畜防疫、へい獣処理等の体制整備等に関する事 12 漂流物等に係る情報収集、保管、対処等の体制整備等に関する事 13 漁港等水産関係施設の状況確認、確保、情報提供に係る体制整備等に関する事 14 土木資機材等の確保に係る調査、計画、体制整備等に関する事 15 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等に関する事（崎山・花輪地区） 16 復興に係る準備等に関する事 17 産業振興部が所管する施設における警戒等の予防対策に関する事 18 前各号に掲げるもののほか、産業振興部が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関する事

部課室等	平 素 の 業 務
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の状況確認、確保、情報提供、除雪等の体制整備等に関する こと 2 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に係る調査、計画、資機材、体制等の整備に関 すること 3 公共土木施設等の状況把握、対策に係る調査、体制整備等に関すること 4 用地の確保、土地の使用、提供等に係る調査、体制整備等に関すること 5 危険箇所、支障となる工作物の除去等に係る調査、体制整備等に関すること 6 土木資機材等の確保に係る調査、計画、体制整備等に関すること 7 特殊車両の通行許可に要する調査等に関すること 8 水防に係る体制整備等に関すること 9 応急公用負担の体制整備等に関すること 10 がれき及び倒壊家屋等の調査、処理に係る体制整備等に関すること 11 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に係る体制整備等に関すること 12 建築の制限、緩和等に係る体制整備等に関すること 13 市営住宅の調査、提供、応急復旧に係る準備等に関すること 14 応急仮設住宅等の確保及び設営に係る体制整備等に関すること 15 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等に関すること（宮古地区） 16 復興に係る準備等に関すること 17 都市整備部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること 18 前各号に掲げるもののほか、都市整備部が所管する事務に係る国民保護、武力攻 撃事態等に関わる準備及び整備に関すること
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（上水道）の被害調査、応急復旧、給水に係る体制整備等に関する こと 2 ライフライン（下水道）の被害調査、応急復旧に係る体制整備等に関すること 3 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等に関すること（津軽石・重茂地区） 4 土木資機材等の確保に係る調査、計画、体制整備等に関すること 5 復興に係る準備等に関すること 6 上下水道部が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、上下水道部が所管する事務に係る国民保護、武力攻 撃事態等に関わる準備及び整備に関すること
田老総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達、避難の指示経由等の体制整備等に関すること（田老地区） 2 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等に関すること（田老地区） 3 復興に係る準備等に関すること 4 田老総合事務所が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること 5 前各号に掲げるもののほか、田老総合事務所が所管する事務に係る国民保護、武 力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関すること

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備

部課室等	平 素 の 業 務
新里総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達、避難の指示経由等の体制整備等に関すること（新里地区） 2 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等に関すること（新里地区） 3 復興に係る準備等に関すること 4 新里総合事務所が所管する施設における警戒等の予防対策に関すること 5 前各号に掲げるもののほか、新里総合事務所が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関すること
会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 現金、物品の出納及び保管に係る体制整備等に関すること 2 前号に掲げるもののほか、会計課が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関すること
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事務局が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関すること 2 各部課室等の応援に関すること
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難、救援等に係る調査、計画、体制整備等に関すること 2 児童生徒の応急教育に係る調査、計画、体制整備等に関すること 3 市立学校への警報等の伝達に係る体制整備等に関すること 4 教員の非常招集及び配置体制の整備に関すること 5 文教施設等の状況把握、対策、提供に係る調査、体制整備等に関すること 6 文化財に係る調査、保護の準備等に関すること 7 避難施設の設営及び運営の協力に関すること 8 復興に係る準備等に関すること 9 前各号に掲げるもののほか、教育委員会事務局が所管する事務に係る国民保護、武力攻撃事態等に関わる準備及び整備に関すること

2 初動体制等の整備

市は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、市地域防災計画で定める体制等を活用し、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

(1) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市地域防災計画で定める体制等を活用するとともに、宮古地区広域行政組合消防本部及び宮古消防署（宮古消防署に田老分署、新里分署を含む。以下「消防本部及び消防署」という。）との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を確保する。

(2) 市の体制整備及び職員の配備基準等

① 市緊急事態警戒体制等の整備

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するための体制を整備するとともに、その職員配備基準を以下のとおり定める。

市長は、事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の人を殺傷する行為、建造物を破壊する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、被害の程度等に応じて、市緊急事態警戒体制又は市緊急事態警戒本部体制（以下「市緊急事態警戒体制等」という。）を確立する。市緊急事態警戒体制等は、市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）のうち、副市長、危機管理監及び危機管理課長など、事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する。

【市の体制整備及び職員の配備基準】

事態状況	体制	体制の判断基準	職員配備基準
事態認定前	I 市警戒体制	市の全部課室（全ての部課室及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）での対応は不要だが、情報収集等の対応を行う必要があるとき（事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合）	副市長 危機管理監職員 事案事態関係部長 関係課長及び関係課職員
	II 市警戒本部体制	市の全部課室での対応を行う必要があるとき（被災現地からの情報により多数の人を殺傷する行為、建造物を破壊する行為等の事案の発生を把握した場合）	原則として、市長を本部長とする市国民保護対策本部体制に準じて職員の配備を行うが、具体的な配備基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断

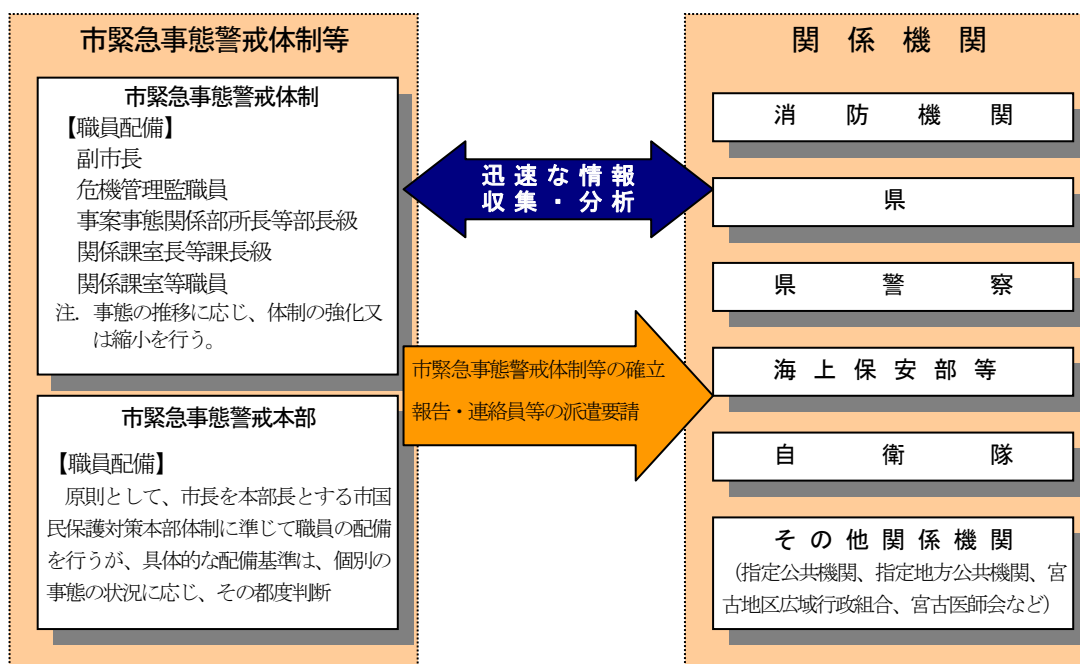
事態状況	体制		体制の判断基準		職員配備基準
事態認定後	I	市警戒体制	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応を行う必要があるとき	副市長 危機管理監職員 事案事態関係部長 関係課長及び関係課職員
	II	市警戒本部体制		市の全部課室での対応を行う必要があるとき (被災現地からの情報により多数の人を殺傷する行為、建造物を破壊する行為等の事案の発生を把握した場合)	原則として、市長を本部長とする市国民保護対策本部体制に準じて職員の配備を行うが、具体的な配備基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
	III	市国民保護対策本部体制	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		原則として、全職員

② 市緊急事態警戒体制等の役割

市緊急事態警戒体制等の役割として、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態警戒体制等をとった旨を県に連絡する。

この場合においては、市緊急事態警戒体制等は、迅速な情報の収集及び提供のため、現地における消防機関との通信を確保する。

【市緊急事態警戒体制等の構成（イメージ）】



③ 事態認定前における初動措置（体制Ⅰ、Ⅱ）

市は、市緊急事態警戒体制等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現地の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の

応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

④ 市国民保護対策本部への移行に要する調整（体制Ⅲ）

市緊急事態警戒体制等をとった後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、市緊急事態警戒体制等は廃止する。

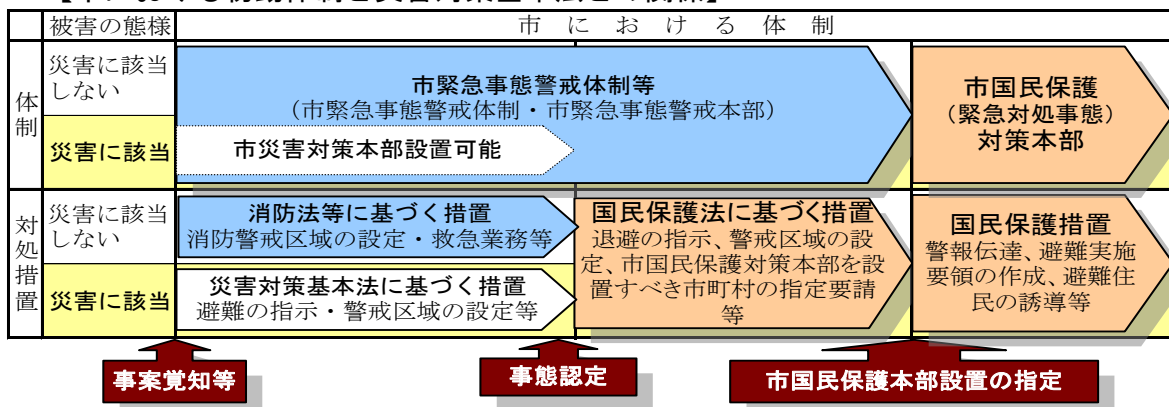
なお、事態認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合は、初動体制を継続する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害^(注)に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を、市関係部課室に対し周知徹底する。なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとする。

(注) 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされており、あらゆる災害に対応するものではない。

【市における初動体制と災害対策基本法との関係】



(3) 消防機関の体制

① 消防本部及び消防署に対する体制整備等の求め

市は、消防本部及び消防署に対し連携した初動措置が図られるよう、市における職員配備基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の配備基準を定めることを求める。

この際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において、消防本部及び消防署と緊密な連携のもとに、一体的な国民保護措置を実施するための業務の分担を定めるなど体制を整備する。

② 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における職員配備基準等を参考に消防団員の配備基準を定める。

3 通信体制の整備等

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保における留意事項】

施設・設備面	1 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	2 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	3 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	4 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	1 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	2 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	3 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	4 無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	5 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	6 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	7 住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図るとともに、デジタル化を推進する。

4 関係機関との連携体制の整備

(1) 県との連携

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握し、定期的に更新するとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 近接市町村との連携

市は、近接する市町村の国民保護担当部署の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村との連携体制の整備を図る。

また、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接する市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。また、消防機関におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

(3) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、県から提供された情報等により、区域内の指定公共機関等の連絡先等を把握するとともに指定公共機関等と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、県と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、市医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(5) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所等における防災対策への取組みを支援するとともに、県と連携のうえ、民間企業等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

(6) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(7) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社岩手県支部宮古市地区、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(8) 民間事業者等の協力の確保

市は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を市と連携して実施できるよう、県と連携のうえ、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

第2章 国民保護措置に関する平素からの備え

市は、国民保護措置の実施のため、平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担も考慮して定める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、総務省消防庁や県が作成するモデル避難実施要領（マニュアル）等を参考として、次の事項に配慮のうえ、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、釜石海上保安部、自衛隊等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

- ① 季節における配慮事項（特に冬季間の避難方法等）
- ② 観光シーズンや昼間における配慮事項（観光客及び通勤・通学者等への対応）
- ③ 混雑時や交通渋滞時における発生状況等

3 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握及び運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

- ① 把握する輸送力に関する情報
 - a 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶等）の数、定員など
 - b 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- ② 把握する輸送施設に関する情報
 - a 道路（路線名、起点・終点、幅員、管理者の連絡先など）
 - b 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - c 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - d ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条 生活関連等 施設	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第28条 危険物質等	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省・経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省・経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省・農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

6 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 (法142・147)

市は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努める。

さらに、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する協力体制を整備するなど、流通備蓄を利活用した調達ルートが多様化を図ることにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えていくことが期待される。

1 防災のための備蓄との関係 (法142・146)

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

- ① 食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料など

【住民自らが備えることが望ましい標準的な対応用品】

- ① 非常持ち出し品：携帯用飲料水、食品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）、貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポートや運転免許証、緊急用品（三角巾、包帯、消毒ガーゼ、絆創膏、体温計、はさみ、ピンセット、消毒液、常備薬、安全ピン）、ヘルメット、防災頭巾、軍手（厚手の手袋）、懐中電灯、衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布、携帯ラジオ・予備電池、マッチ、ロウソク（水に濡れないようにビニールでくるむ）、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、筆記用具（ノート、鉛筆）、新聞紙、大きなゴミ袋、小さな子供がいる場合にミルク、紙おむつ、ほ乳ビン
- ② 数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）
飲料水：9リットル、 ご飯（アルファ米）：4～5食分 ビスケット：1～2箱、
板チョコ：2～3枚 下着：2～3組、 衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 (法145)

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

- ① 安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携 (法 144 関係・同 147 関係)

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、市の職員及び消防団員や自主防災組織のリーダーは、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対応力の向上に努める必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について、また、市における研修及び訓練のあり方について以下のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発 (法43関係)

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織の協力も得ながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社岩手県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

【住民への周知が必要な事項】

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
- ② 警報に係るサイレン音の意味
- ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市に対する通報義務
- ④ 不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等
- ⑤ 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき行動
- ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止

(5) 住民の協力に関する啓発

市は、武力攻撃事態等が発生した場合の避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助など、住民の自発的な意思による援助等の協力を求めることが必要であると認めるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市による研修

市は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く市の職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施 (法42①)

市は、消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、釜石海上保安部及び自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための市の職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

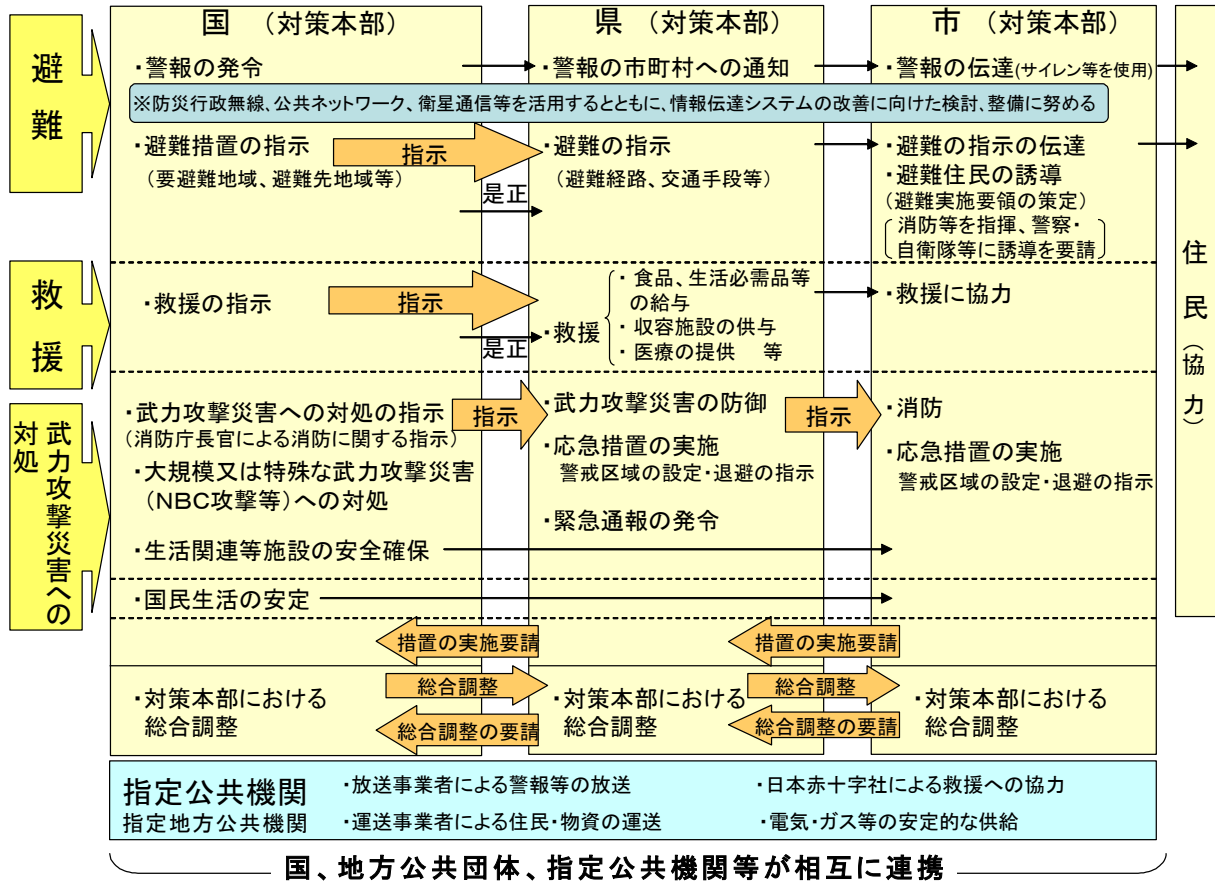
(3) 訓練に当たっての留意事項 (法42関係)

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、町内会、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



第1章 市国民保護対策本部の設置等

武力攻撃事態等への対処に当たり、市対策本部を迅速に設置し、指示系統等に混乱が生じないよう、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置 (法 27①)

(1) 市対策本部の設置の流れ

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会並びに関係機関等に市対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

危機管理監は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常招集連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部長は、全市職員に対し、非常招集連絡網等を活用して、参集を指示する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

⑤ 市対策本部の廃止 (法30)

ア 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会並びに関係機関等に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

イ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、特に必要と認めたときは、市緊急事態警戒体制等の体制をとる。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法26)

市長は、内閣総理大臣から、市に対して市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市としての指定を行うよう要請する。

(3) 対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施 (法29⑪関係)

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき市として指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市緊急事態警戒体制等を確立することにより即応体制の強化を図り、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

この場合においては、市長は、情報連絡体制の確認、市の職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

2 市対策本部の組織構成及び機能 (法41関係)

(1) 職員の参集

① 職員への連絡手段の確保

市対策本部員及び市対策本部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段の確保に努める。

② 職員の参集が困難な場合の対応

市対策本部員及び市対策本部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市国民保護対策本部副本部長（以下「市対策副本部長」という。）及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

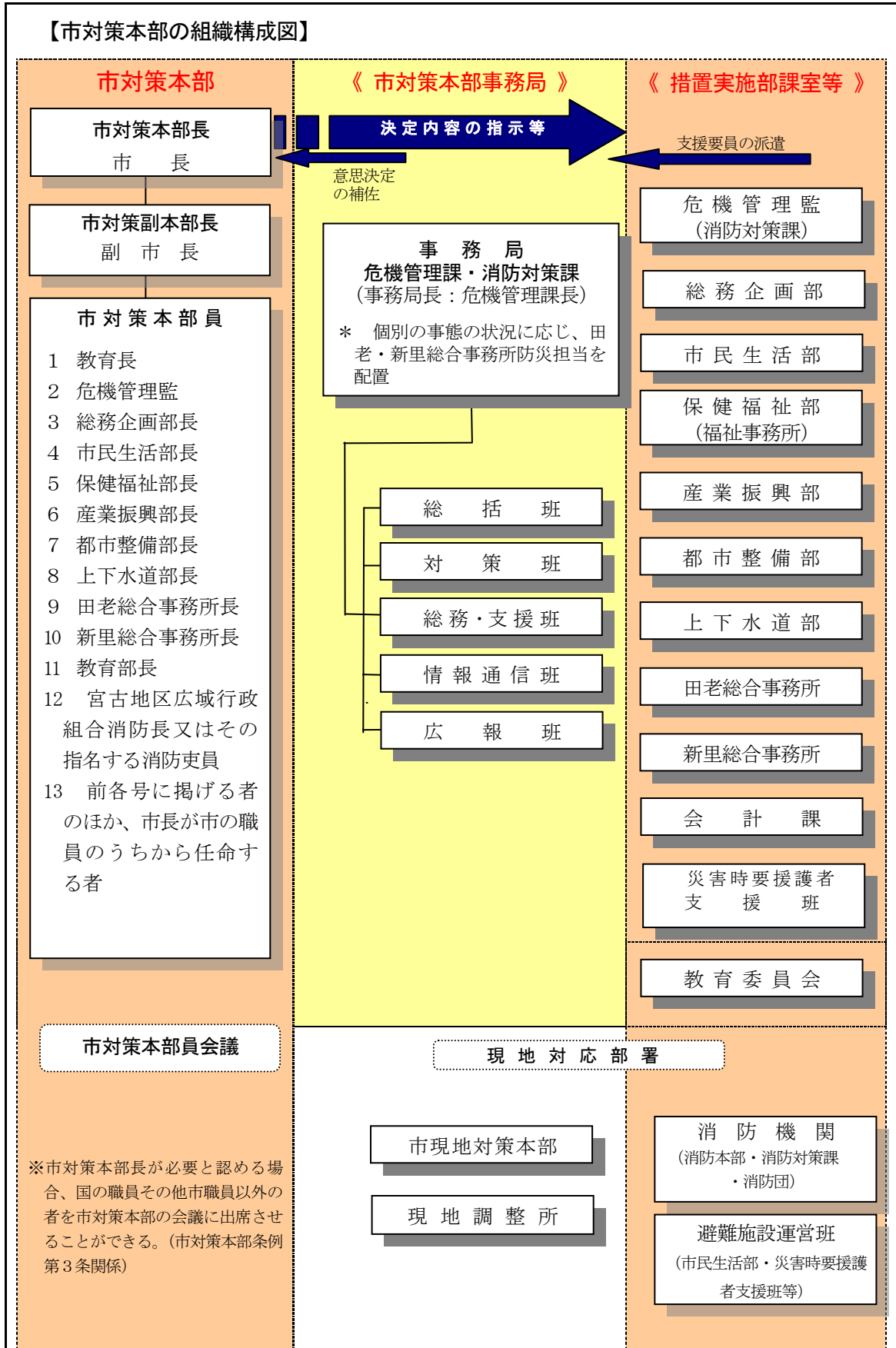
名 称	指定職員	代 替 職 員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市 長	副 市 長	危機管理監	総務企画部長
対策副本部長	副 市 長	危機管理監	総務企画部長	市民生活部長
対策本部員 (危機管理課担当)	危機管理監	危機管理課長	消防対策課長	

③ 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部の組織

① 市対策本部の組織構成



ア 市対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員、宮古地区広域行政組合消防長（以下「消防本部消防長」という。）の指名する消防吏員その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。（市対策本部条例第3条関係）

② 市対策本部事務局の組織編制等

ア 市対策本部長を補佐する組織として、市対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

イ 事務局の組織編制及び所掌事務を、以下のとおり定める。

【市対策本部事務局の組織編制及び所掌事務】

組 織	所 掌 事 務
総 括 班 《危機管理課・田老総合事務所地域振興課・新里総合事務所地域振興課》 ◎ 危機管理課長	1 市が行う国民保護に係る業務の総括に関する事 2 市対策本部に関する事 3 市対策本部会議に関する事 4 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関する事 5 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関する事
対 策 班 《消防対策課・総務課・田老総合事務所地域振興課・新里総合事務所地域振興課》 ◎ 消防対策課長	1 市が行う国民保護措置に係る調整に関する事 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事 3 避難実施要領の作成に関する事 4 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 5 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事
総務・支援班 《総務課（対策班員を除く）・財政課・会計課・各委員会事務局（教育委員会を除く）》 ◎ 総務課長	1 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理に関する事 2 市対策本部員の食料の調達等市対策本部の庶務に関する事 3 特殊標章等の交付に関する事
情報通信班 《税務課・管財課》 ◎ 税務課長	1 以下の情報に係る国、県、他の市町村等、関係機関からの情報収集、整理及び集約に関する事 ① 被災情報、② 避難や救援の実施状況、③ 災害への対応状況、 ④ 安否情報、⑤ その他総括班等から収集を依頼された情報 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。 3 通信回線や通信機器の確保に関する事。
広報班 《企画課・地域課》 ◎ 企画課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 記者会見等対外的な広報活動に関する事。
各班共通	1 各班の所掌事務に掲げられたもののほか、本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事

（注）表中、「◎」は事務局各班の班長を意味する。なお、事務局各班に配属される班員は別に定める。

③ 措置実施部課室等の組織編制等

ア 市対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各部課室等（以下「措置実施部課室等」という。）並びに市民生活部及び保健福祉部を中心とした横断的な組織として武力攻撃災害時要援護者支援班（以下「災害時要援護者支援班」という。）を置く。

イ 措置実施部課室等の組織編制及び所掌事務を、以下のとおり定める。

【措置実施部課室等の組織編制及び所掌業務】

組 織	所 掌 事 務
危機管理監 (消防対策課)	1 市国民保護に係る消火、救急、救助の統括に関すること 2 市消防団の指揮及び運用に関すること 3 危険物質等の保安対策及び対処に関すること 4 非常通信体制（防災行政無線を含む。）の運用に関すること 5 自主防災組織の連絡調整及び支援に関すること 6 ライフライン（電気、ガス、電気通信施設等）の確保に係る連絡調整及び支援に関すること 7 その他各部課室に属さない国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること
総務企画部	1 市の職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること 2 市の職員の活動支援、安否、補償等に関すること 3 市国民保護に係る広報及び広聴に関すること 4 市国民保護に係る写真等による情報の記録、収集等に関すること 5 バス、鉄道等による避難住民の運送の手配、運営等に関すること 6 外国人の保護等に関すること 7 市庁舎、仮庁舎、現地対策本部の設置、移転等に関すること 8 市有財産、車両等の管理、運用、提供、補修等に関すること 9 総務企画部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、総務企画部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 市国民保護対策本部の設置等

組 織	所 掌 事 務
市民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集、提供等に関する事 2 避難施設に係る運営体制の整備、連絡調整等に関する事 3 住民窓口業務に関する事 4 在住外国人との情報連絡及び調整に関する事 5 死体の収容等に係る関係機関との連絡及び死体の処理に関する事 6 清掃に関する事 7 廃棄物(し尿を含む)の処理に関する事 8 公園の保全に関する事 9 水質検査等環境保全に関する事 10 義援金品の受領及び配分に関する事 11 救援物資の受入れ及び配分に関する事 12 応急食糧の確保及び配分に関する事 13 炊き出し及び配分に関する事 14 入浴施設、トイレ等の確保及び提供に関する事 15 赤十字標章の交付、許可等に関する事 16 日本赤十字社との連絡調整等に関する事 17 ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事 18 自治会等自治組織に対する住民協力要請及び連絡調整に関する事 19 人権擁護体制等の整備及び啓発に関する事 20 市民生活部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事 21 前各号に掲げるもののほか、市民生活部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 市国民保護対策本部の設置等

組 織	所 掌 事 務
保健福祉部 (福祉事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者に係る安全確保及び支援体制の整備等に関する事 2 保育所等入所児に係る安全確保及び支援体制の整備等に関する事 3 保育所等入所児に係る応急保育に関する事 4 臨時託児所に係る開設及び運営の体制整備等に関する事 5 医療機関との連絡調整に関する事 6 医療、助産（人員、施設等）に係る体制の整備等に関する事 7 医療品、衛生材料及び医療器材の供給体制の整備等に関する事 8 医療救護班の編成及び活動に関する事 9 救護施設に係る開設及び運営の体制整備等に関する事 10 武力攻撃災害による被災者のメンタルヘルスケアに係る体制整備等に関する事 11 救援物資の受入れ及び配分に関する事 12 感染症の予防、対策等に関する事 13 住民の健康維持及び保健衛生の確保等に関する事 14 食品衛生に関する事 15 保健福祉部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事 16 前各号に掲げるもののほか、保健福祉部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事
産業振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の運送の手配、運営等に関する事 2 生活必需品の給与及び確保に関する事 3 商工業関係に係る被害対策等に関する事 4 就職支援に係る体制整備等に関する事 5 生活関連物資等の価格安定対策等に関する事 6 観光客、宿泊者の保護等に関する事 7 観光施設等との連絡調整に関する事 8 食品の給与及び確保に関する事 9 農林水産業関係に係る被害対策等に関する事 10 農道等農林関係施設の状況確認、確保及び情報提供等に関する事 11 家畜防疫、へい獣処理等に関する事 12 漂流物等に係る情報収集、保管、対処等に関する事 13 漁港等水産関係施設の状況確認、確保、情報提供等に関する事 14 土木資機材等の確保、調達等に関する事 15 復旧、復興に関する事 16 避難住民の誘導に関する事（崎山・花輪地区） 17 産業振興部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事 18 前各号に掲げるもののほか、産業振興部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 市国民保護対策本部の設置等

組 織	所 掌 事 務
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の状況確認、確保、情報提供、除雪等に関すること 2 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関すること 3 公共土木施設等の状況把握、対策に関すること 4 用地の確保、土地の使用、提供等に関すること 5 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること 6 土木資機材等の確保、調達等に関すること 7 特殊車両の通行許可に関すること 8 水防に関すること 9 応急公用負担に関すること 10 がれき及び倒壊家屋等の処理等に関すること 11 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること 12 建築の制限、緩和等に関すること 13 市営住宅の調査、提供、応急復旧に関すること 14 応急仮設住宅等の確保、設営、入居に関すること 15 被災住宅の応急修理に関すること 16 復旧、復興に関すること 17 避難住民の誘導に関すること（宮古地区） 18 都市整備部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること 19 前各号に掲げるもののほか、都市整備部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（上水道）の被害調査、応急復旧、給水に関すること 2 ライフライン（下水道）の被害調査、応急復旧に関すること 3 土木資機材等の確保、調達等に関すること 4 復旧、復興に関すること 5 避難住民の誘導に関すること（津軽石・重茂地区） 6 上下水道部が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、上下水道部が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること
田老総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達、避難の指示経由等に関すること（田老地区） 2 避難住民の誘導に関すること（田老地区） 3 田老総合事務所が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、田老総合事務所が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処
第1章 市国民保護対策本部の設置等

組 織	所 掌 事 務
新里総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達、避難の指示経由等に関する事（新里地区） 2 避難住民の誘導に関する事（新里地区） 3 新里総合事務所が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事 4 前各号に掲げるもののほか、新里総合事務所が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事
会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 現金、物品の出納及び保管に関する事 2 前号に掲げるもののほか、会計課が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事
災害時要援護者支援班 （市民生活部及び保健福祉部所属職員を中心として、各部課室等の職員により編成）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者に係る避難支援プランの作成に関する事 2 災害時要援護者に係る避難施設の環境整備に関する事 3 災害時要援護者に対する避難支援業務に関する事 4 災害時要援護者に対する情報伝達に関する事 5 災害時要援護者に対するメンタルヘルスケアに関する事
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難、救援等に関する事 2 児童生徒の応急教育に関する事 3 市立学校への警報等の伝達に関する事 4 教員の非常招集及び配置体制の整備に関する事 5 文教施設等の状況把握、対策、提供等に関する事 6 文化財の調査、保護等に関する事 7 避難施設（文教施設等で教育委員会が所管する施設に限る）の設営及び運営の協力に関する事 8 教育委員会が所管する施設における国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事 9 前各号に掲げるもののほか、教育委員会事務局が所管する事務に係る国民保護措置、武力攻撃事態等への対処に関する事
消防機関 （消防本部・消防対策課・消防団）	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置、武力攻撃災害への対処に関する事（救急、救助を含む。） 2 住民の避難誘導に関する事
避難施設運営班 （市民生活部職員、災害時要援護者班等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の開設、運営等に関する事 2 避難施設における安否情報の収集等に関する事 3 武力攻撃災害による被災者のメンタルヘルスケアに関する事 4 避難所における武力攻撃災害による被災者対策（災害時要援護者支援班の所掌事務を含む）に関する事

ウ 各部課室等は、事務局の指示又は求めにより、各部課室等から事務局に対し支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

(3) 市対策本部における広報等

- ① 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、市対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報通信班を設置するとともに広報担当部署として広報班を設置し、広報広聴体制を整備する。
- ② 住民等への情報伝達について、市防災行政無線及び広報車両等の利用、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。
- ③ 住民等への情報提供の留意事項
 - ア 提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。
 - イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、市対策本部長自ら記者会見を行う。
 - ウ 住民等への情報提供に当たっては、県対策本部と連携のうえ行う。

(4) 市現地対策本部の設置 (法 28⑧)

- ① 市長は、被災住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。
- ② 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の市職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

- ① 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、被災現地において活動する関係機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、県と連携し、関係機関の参加を得て、被災現地周辺に現地調整所を設置する。

《参加関係機関例》

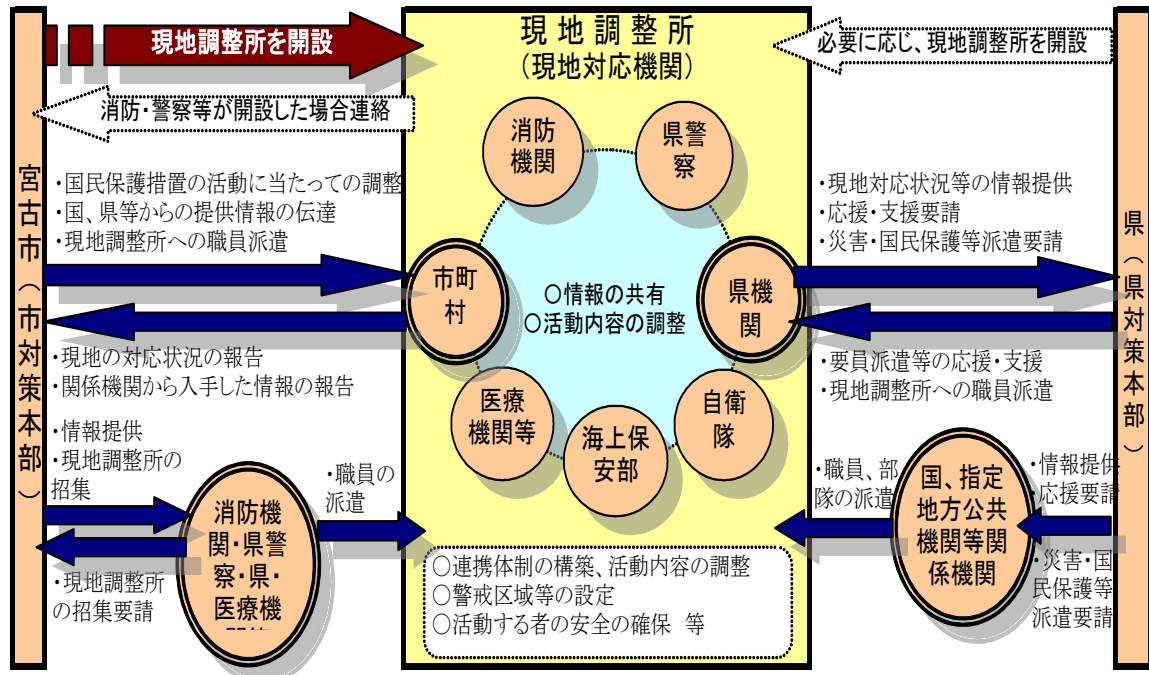
県、県警察、消防機関、釜石海上保安部、自衛隊、医療機関など被災現地で活動している機関

《実施内容》

- a 被災状況や関係機関の活動状況の把握
- b 関係機関が有する情報の共有
- c 被災現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

- ② 市長は、県又は関係機関により現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに、当該現地調整所に市の職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編制】



(6) 市対策本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、下記の順位に従い市対策本部を代替施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県と市対策本部の設置場所について協議を行う。

代替順位	代替施設名	所在地	備考
第1順位	宮古消防署 (市消防対策課)	宮古市五月町2番1号	
第2順位	宮古市役所宮古分庁舎	宮古市本町1番22号	代替順位第2位に掲げる左記代替施設のいずれか又は全部を市対策本部として設置する。
	宮古市役所田老庁舎 (田老総合事務所)	宮古市田老字館が森129番地2	
	宮古市役所新里庁舎 (新里総合事務所)	宮古市茂市第2地割112番地1	
	宮古市上下水道部庁舎	宮古市長町一丁目2番1号	
	宮古市総合福祉センター	宮古市小山田二丁目9番20号	

(7) 市対策本部において集約、整理すべき基礎的資料

市は、迅速に避難住民の誘導等の国民保護措置を行うことができるよう、必要な基礎的資料を、県と連携して準備する。

【市対策本部において集約、整理すべき基礎的資料】

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地 図	1 市の区域内の住宅地図 2 地勢及び道路、鉄道網が記されている地図 (避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路及び鉄道) 3 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人 口 分 布	1 地区ごとの人口、世帯数 2 昼夜別人口等
武力攻撃災害時 要 援 護 者 等	1 災害時要援護者の支援プラン 2 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸 送 力	1 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力等 2 鉄道網やバス網、保有車両数等
避 難 施 設	1 避難施設の所在地(地図情報含む)、収容能力等 2 避難施設の開設手順及び開設担当部課室等の部署
備 蓄 物 資・ 調 達 可 能 物 資	1 備蓄物資の数量及び備蓄場所 2 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 3 市の区域内の主要な民間事業者の連絡先等
民 間 事 業 者 等	1 避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 2 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	1 市長が行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関 係 機 関	1 国、県、民間事業者等の連絡先一覧、協定内容等
自主防災組織等	1 自主防災組織、町内会、自治会等の連絡先等一覧
消 防 機 関	1 消防本部、消防署の所在地等の一覧 2 消防団の連絡先等 3 消防機関の装備資機材一覧等
そ の 他 施 設	1 自衛隊施設等

3 市対策本部長の権限 (法 29)

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、以下の権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 (法 29⑤)

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請 (法29⑥・同⑦)

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合においては、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め (法29⑧)

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め (法29⑨)

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め (法29⑩)

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合においては、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、その求めの趣旨を明らかにして行う。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現地に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 防災に関する連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市地域防災計画等で定める防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 国・県との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国国民保護対策本部（以下「国対策本部」という。）と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合又は国現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 知事等への措置要請（法16④）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合においては、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16⑤）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(5) 県への応援の要求（法18）

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。

この場合においては、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 自衛隊との連携

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法 20)

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 出動部隊等との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求 (法 17①)

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託 (法 19)

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等 (法 17①・同 19)

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請 (法 21③)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法 21②)

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法 151・同 152)

(1) 職員の派遣要請 (法 151)

ア 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業株式会社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

イ 市は、前項の職員の派遣要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

(2) 職員派遣のあっせん (法 152)

市長は、要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

7 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援 (法 4)

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援に努める。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、武力攻撃等による被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難施設に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

① 市は、県や関係機関等の協力を得ながら、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。

② 市は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備を図る。

また、県から救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立並びに運営についての協力依頼があった場合は、可能な限り対応する。

9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、以下の措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合においては、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導 (法 70 関係)

イ 避難住民の救援 (法 76 関係・同 80 関係・国民保護法施行令 11 関係)

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法 115 関係)

エ 保健衛生の確保 (法 123 関係)

第3章 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃事態等における警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達 (法47)

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定める伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

《警報の内容》(法44)

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知 (法47関係)

- ① 市は、市の他の執行機関(市の教育委員会、保育所、病院など)及びその他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.miyako.iwate.jp/>)に警報の内容を掲載する。

2 警報伝達の方法等

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。

また、広報車両の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 警報の内容の伝達の体制整備

市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することが可能な体制を整備する。

① 市長の要請を受けた消防本部及び消防署は、保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。

ただし、原則として、消火活動及び救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。

② 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。

③ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への警報の内容の伝達

警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉関係部局との連携の下で、災害時への対応として作成する避難支援プランを活用することなどにより、災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。

この場合においては、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設の管理者に対し、警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

① 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組として行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月））。

② 避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

③ 災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手あげ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携のもとで、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(4) 警報の解除の伝達等 (法51)

市は、警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の内容の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

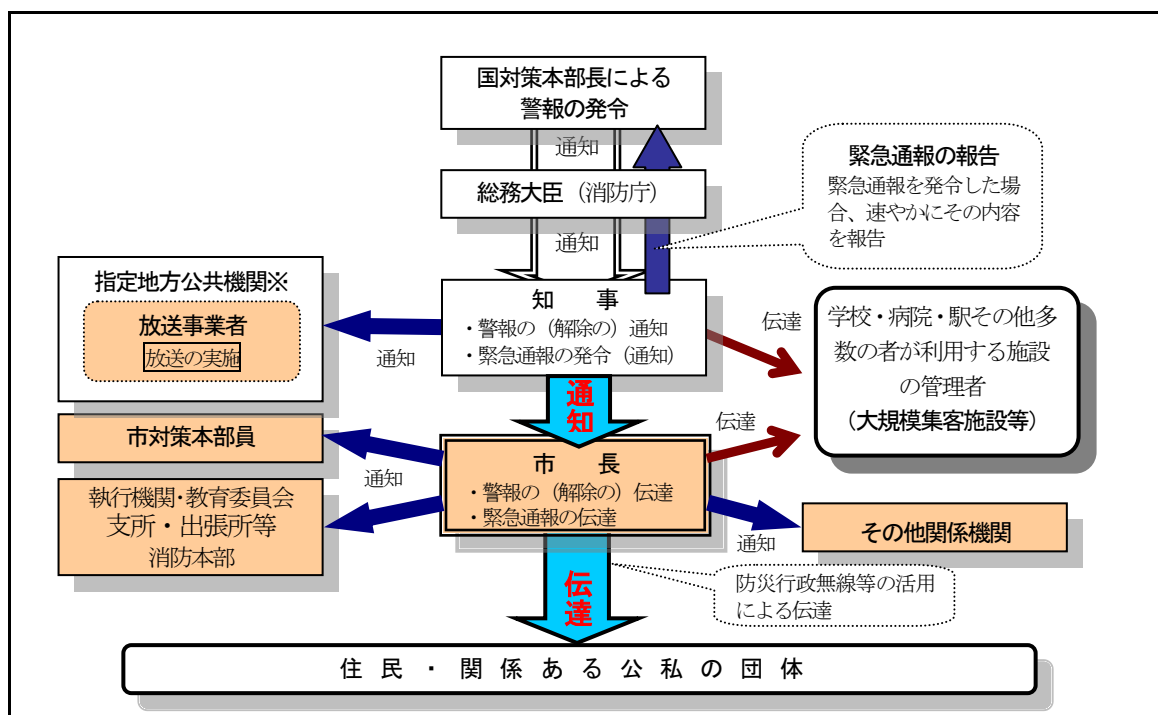
3 緊急処理事態における警報の伝達等

- ① 緊急処理事態においては、国緊急処理事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- ② 緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準ずる。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知 (法 99・同 100)

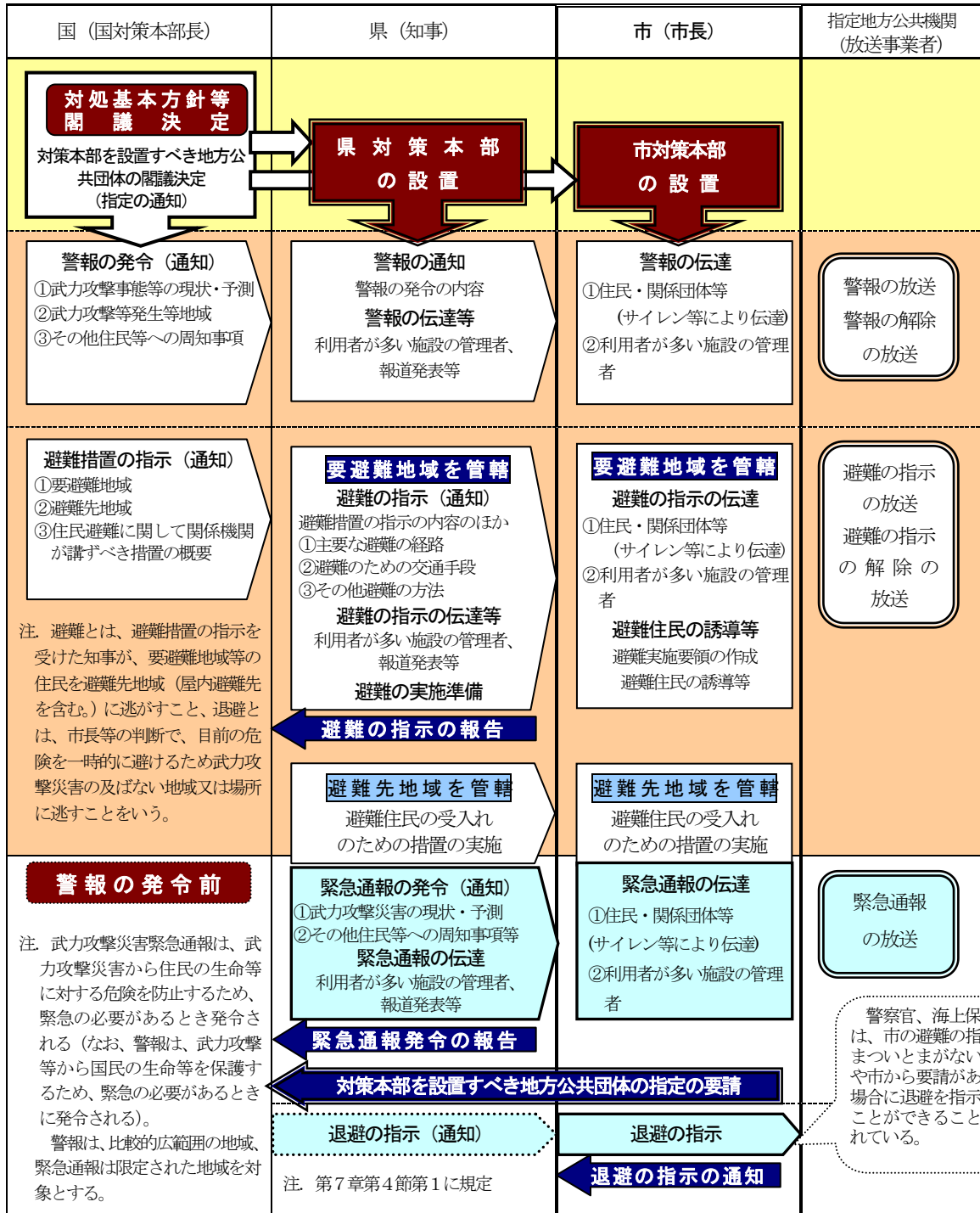
市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合は、警報の内容の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。

【市長から関係機関への警報（緊急通報）の（解除の）通知及び伝達】



第4章 避難住民の誘導等

【住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等】



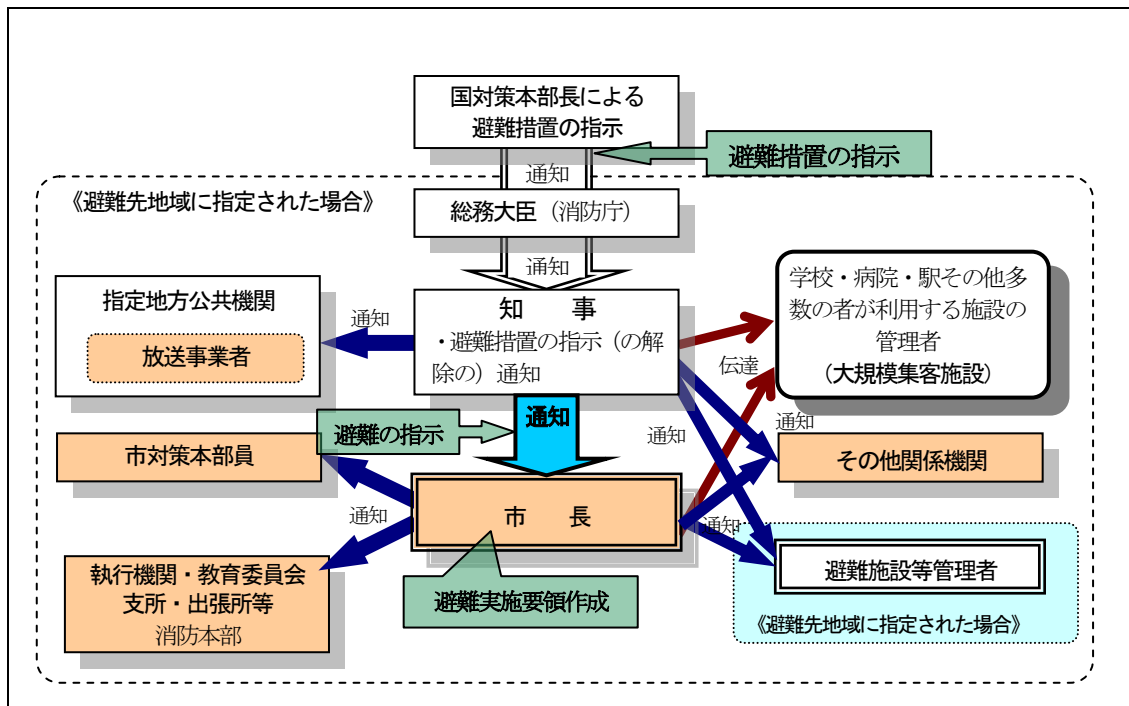
注) 県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達 (法54関係)

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現地における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

【市長から関係機関への避難措置の指示の(解除の)通知及び伝達】



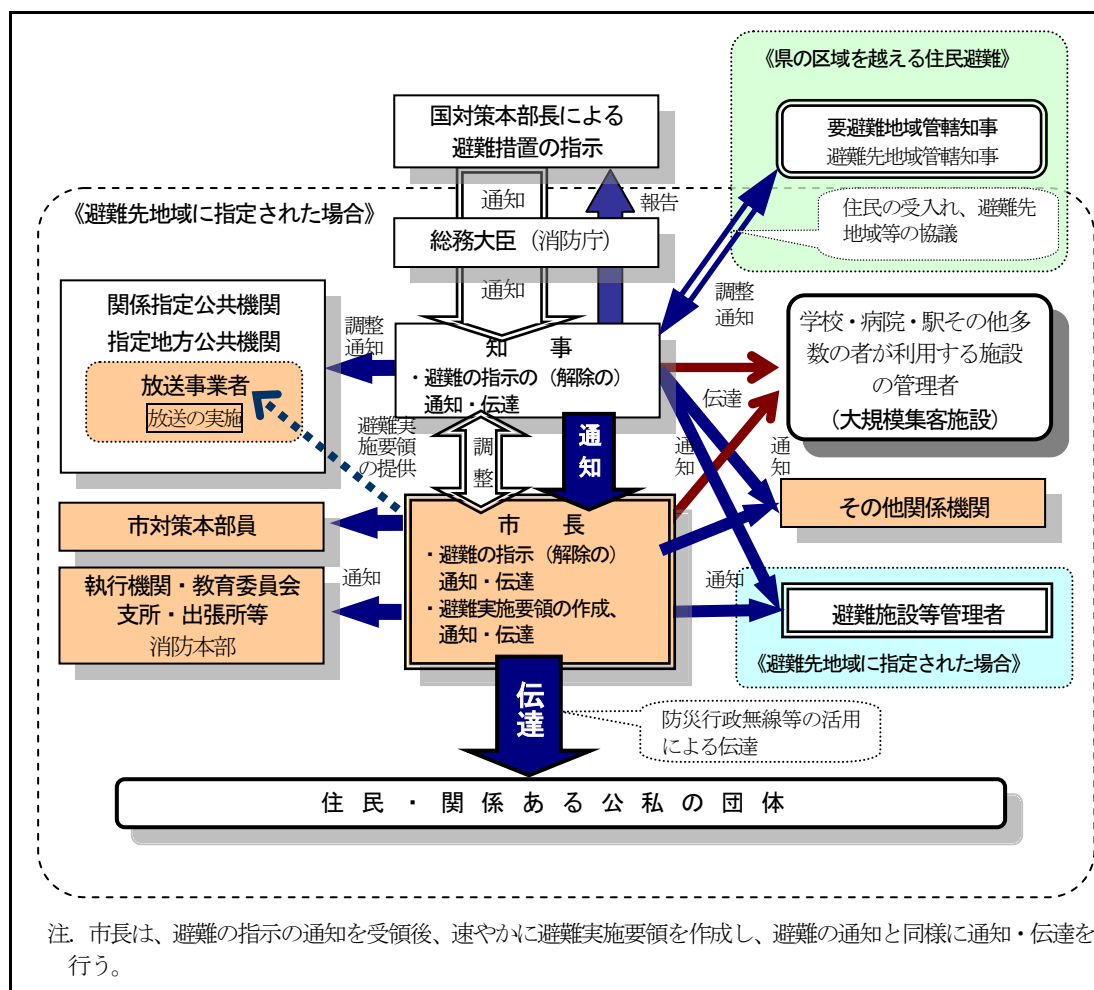
2 避難実施要領の策定 (法61)

- (1) 避難実施要領の策定
 - ① 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、平素に策定しておく避難実施要領のパターンを参考にしつつ、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、釜石海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。
 - ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ア 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

【市長から住民への避難の指示の（解除の）通知及び伝達】



(2) 避難実施要領に定める事項

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則として以下の項目を避難実施要領において定める。

① 避難実施要領に定める事項

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ 避難の実施日時
- エ その他、避難の実施に関し必要な事項

② 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、以下の項目に沿った内容について記載する。(次表「避難実施要領に定める項目」)

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、その状況に応じた項目とする。

【避難実施要領に定める事項】

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
	一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての留意事項	一時集合場所への集合後における町内会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	市の職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、消防本部と調整のうえ、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
避難の実施日時	一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等	ア 一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 イ 一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
その他、避難の実施に関し必要な事項	高齢者その他特に配慮を要する者への対応	ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 イ 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、自主防災組織及び自治会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。 ウ 医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。 また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめたうえで、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4章 避難住民の誘導等

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
その他、避難の実施に関し必要な事項	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。
	避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容確認

- ア 要避難地域及び避難先地域
- イ 市及び他の関係機関が講ずべき措置の概要
- ウ 避難の実施日時
- エ 主要な避難の経路及び避難のための交通手段
- オ その他避難の方法

② 事態の状況の把握

- ア 警報の内容
- イ 被災情報等の収集及び分析
- ウ 避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難状況又は市が退避の指示を行った場合の退避状況等の把握

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握

- ア 屋内避難
- イ 徒歩による避難
- ウ 運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難
- エ 自家用車（災害時要援護者の使用又は一時避難場所までの移動に限定）を用いた避難

⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）

- ア 県及び県警察等との輸送手段（自家用車等の使用）の調整
- イ 輸送手段の確保等についての県との役割分担
- ウ 運送事業者との連絡体制の確保
- エ 一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定

-
- ⑥ 災害時要援護者の避難方法（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
 - ア 避難支援プラン登録者及び避難方法の把握
 - イ 県との災害時要援護者に配慮した避難施設等の開設等についての調整等
 - ウ 市対策本部における災害時要援護者支援班等の設置

 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整
 - ア 県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整（自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。）
 - イ 道路の状況に係る道路管理者との調整等

 - ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ア 職員の割り当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む。）、避難先地域への派遣等〕
 - イ 県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

 - ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - ア 現地調整所の設置
 - イ 関係機関との連絡手段の確保
 - ウ 避難誘導等に当たっての消防本部との役割分担

 - ⑩ 自衛隊等との避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- (4) 国対策本部長による利用指針の調整（特定公共施設利用法5・同6）
- ① 自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現地の状況等を連絡する。
 - ② 前項①においては、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。
- (5) 避難実施要領の内容の伝達等（法61）
- ① 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。
 - ② 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、警察署長、釜石海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
 - ③ 市長は、放送事業者に対して、避難実施要領の内容を提供する。
-

3 避難住民の誘導 (法62・同63・同64)

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、又は、消防本部に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を避難先地域まで誘導する。
- ② 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ③ 市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に市の職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、市の職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- ④ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

- ① 市長から避難住民の誘導に当たり、必要な措置を講ずるよう求めのあった消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として当該活動に支障のない範囲で、市長が定める避難実施要領に基づき、避難住民の誘導を行うものとする。
- ② 消防団は、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等の活動を行う。
また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、消防本部及び消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ① 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、必要があると認める場合においては、警察署長、釜石海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。
- ② 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。
- ③ 市長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第3編第1章2の(5)に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 学校及び事業所との連携

市は、学校及び大規模な事業所の避難に当たり、時間的な余裕がない場合においては、学校単位及び事業所単位による集団での避難の誘導を図ることに配慮する。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請 (法70関係)

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (法8・同62関係)

① 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

② 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安を軽減するために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 災害時要援護者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難を円滑に行うため、武力攻撃災害時要援護者支援班を迅速に設置し、「避難支援プラン」を作成するとともに、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、輸送手段の確保を行う。

(8) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市の職員、消防等は、避難の指示にしたがわず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難施設における安全の確保等

市は、県警察が行う武力攻撃等による被災地、避難施設における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置について報告等があった場合も、同様に周知を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等 (法63・同67)

① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療班等の応急医療体制との連携に注意する。

-
-
- ② 市長は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
 - ③ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
 - ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、県の区域を越えて避難誘導を行なう際など市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(12) 避難住民の運送の求め (法71・同72)

- ① 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- ② 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

① 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達 (法53関係)

市長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

② 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達 (法55関係)

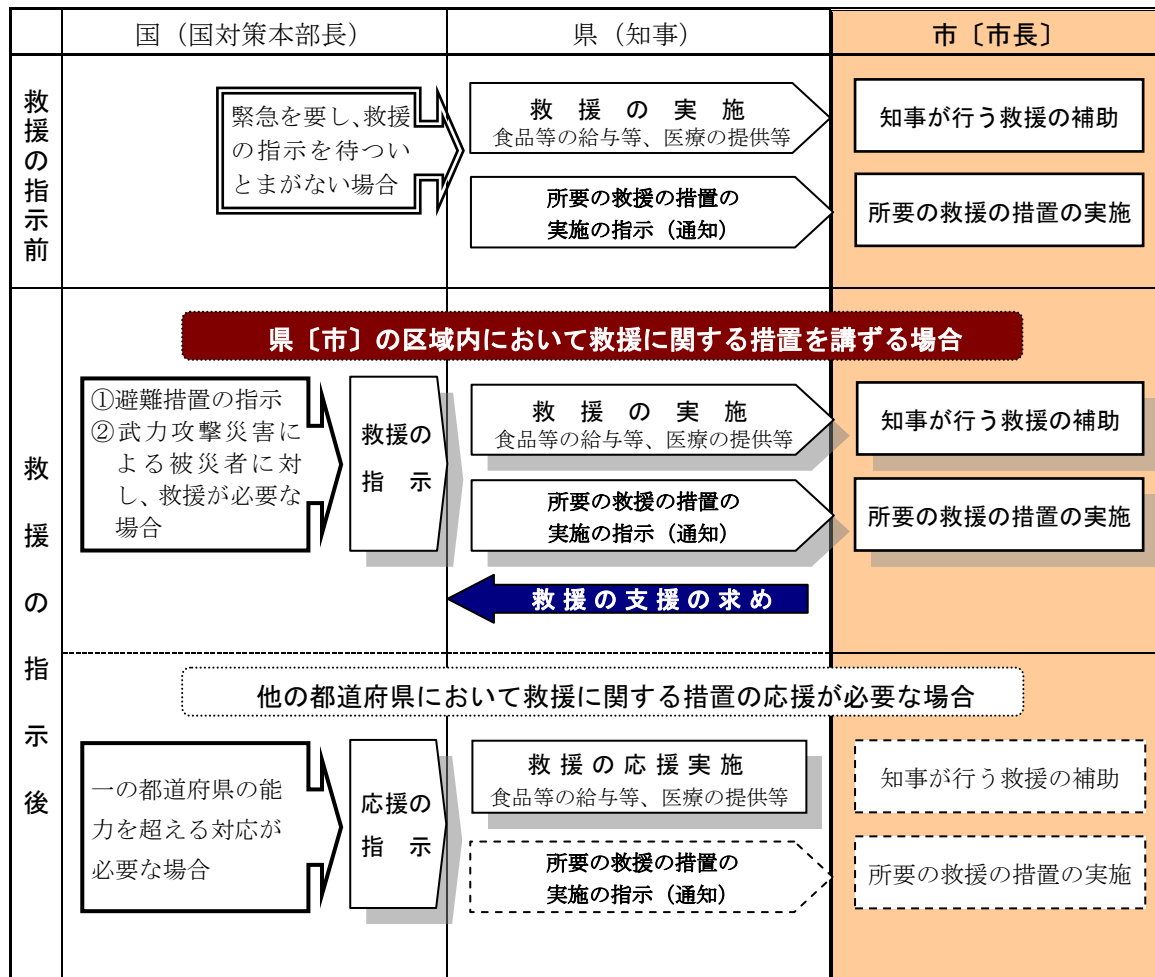
市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

③ 避難住民の復帰のための措置 (法69)

市長は、避難の指示が解除された場合、避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

【救援に関する措置における国、県及び市の対応等】



1 救援の実施（法76）

(1) 救援の実施

- ① 市長は、知事から、救援の実施に関する事務として県とあらかじめ調整する役割分担並びに避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通知があったときは、市において実施することとされた救援に関する措置を消防本部その他関係機関の協力を得て行う。
- ② 市長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事から上記①の通知以外に、市長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県国民保護計画等に基づきその事務を行う。

- ア 救援への協力（法第80条）
- イ 物資の売渡しの要請等（法第81条）
- ウ 土地等の使用（法第82条）
- エ 公用令書の交付（法第83条）
- オ 立入検査等（法第84条）
- カ 医療の実施の要請等（法第85条）

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等（法18関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携（法29関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携（法77）

市長は、救援に係る事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等（法79）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容（法75）

(1) 救援の基準等

- ① 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
- ② 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携 (法18関係)

市長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行うとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県国民保護計画に定める事項に留意する。

(3) 市が行う救援措置

① 収容施設の供与

ア 避難施設

a 避難施設の開設、運営

市は、当該区域内が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、避難先地域内に避難施設を開設する。

(県があらかじめ指定する大規模な施設を避難施設とする場合は県が開設)

b 避難施設の管理

市は、市の施設を避難施設とする場合は、避難施設の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(県の施設を避難施設とする場合は「県」、民間施設を避難施設とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

c 災害時要援護者支援班の設置

市は、災害時要援護者等避難住民の生活を支援する窓口として、各避難施設に「災害時要援護者支援班」を設置し、避難施設開設期間を通じて必要な人員を配置する。

e 県対策本部への報告

市は、避難施設における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて県対策本部へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

イ 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、県が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理について支援する。

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与等は、県による一括調達を原則とし、緊急時における食料・生活必需品の給与については、県及び市における備蓄品を活用するものとする。

③ 医療の提供及び助産

ア 医療に関する情報提供

市は、県と協力して、避難施設周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 武力攻撃災害による被災者への医療の提供及び助産

市は、救護施設の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。また、市は、必要に応じて、県に対し、医療の提供に関し支援を要請する。

ウ 患者の搬送

市は県と協力し、被災現地や避難場所・避難施設から救護施設まで患者を搬送する。

救護施設から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、県と連携して実施する。

④ 武力攻撃災害による被災者の捜索及び救出

市は、県警察、釜石海上保安部及び消防本部が中心となつて行う武力攻撃災害による被災者の捜索及び救出に必要な協力を行う。

⑤ 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、県に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

⑥ 電話その他の通信設備の提供

市は、避難施設において、県が電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て手配する通信機器等の設置場所の確保に努める。

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、県が行う応急修理対象者の募集、選定について支援する。

⑧ 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し県に報告する。

市は、県が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

⑨ 死体の捜索及び処理

市は、県警察、釜石海上保安部及び消防本部が中心となつて行う行方不明者の捜索に協力する。

市は、県警察等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、県と協力しこれらを除去する。

第6章 武力攻撃災害への対処

【武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市の対応等】

	国	県（知事）	市〔市長〕	関係機関等
対 処 一 般	対策本部長 対処措置の指示 措置の求め 内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 対処措置	対 処 措 置	対処措置（消防含む）	
	対 処 措 置 の 要 請			
兆 候 の 通 報		通 知 対処の必要がある場合 関係機関に通知	市 長 通 知	消防吏員 通 報 武力攻撃災害の兆候の発見者
生 活 関 連 等 施 設 の 安 全 確 保	指定行政機関の長等 生活関連等施設の安全確保のための必要な措置の要請 管理施設の安全確保	管理施設の安全確保	管理施設の安全確保	施設管理者 管理施設の安全確保
	県警察・消防機関・その他行政機関に対する支援の求め			
危 険 物 質 等 に 係 る 武 力 攻 撃 災 害 の 防 止	内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 施設の安全確保措置	立入制限区域の指定等（県公安委員会・海上保安部長等）		
	指定行政機関の長等 災害発生防止措置 危険物質等の取扱所の警備強化の求め 危険物質等の取扱所の使用の一時停止・制限等の命令、報告の求め	災害発生防止措置	災害発生防止措置	危険物質等を取り扱う者
汚 染 の 拡 大 の 防 止	内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 汚染拡大防止の措置 汚染拡大防止の協力要請	知 事 汚染拡大防止措置 協力要請	市長・消防本部消防長 汚染拡大防止措置	市長等から要請があった場合等について、警察署長、海上保安部長等は、事前措置の指示、応急公用負担等の措置を行うことができることとされている。
そ の 他	緊急の場合や市長等から要請があった場合、警察官・海上保安官は、警戒区域の設定を行うことができるとされている。	事 前 措 置 の 指 示 応急公用負担等の措置 警戒区域の設定	応急公用負担等の措置 警戒区域の設定	設備・物件の占有者、所有者、管理者等

注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第3編第4章「避難住民の誘導等」に記載。

1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現地における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処 (法 97 関係)

市長は、消防本部、国、県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 知事への措置要請 (法 97 関係)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

③ 対処に当たる職員の安全の確保 (法 22 関係)

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報 (法 98 関係)

① 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

② 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官、海上保安官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 応急措置等の実施

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う必要があり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 災害拡大の防止措置 (法 111)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 退避の指示 (法 112)

① 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

② 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

③ 前項①の場合、退避の指示に際し、必要により本編第1章2(5)に定める現地調整所を設け、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(3) 退避の指示に伴う措置等 (法 112)

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車両等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

② 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合も前項①と同様に伝達等を行う。

-
-
- ③ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 応急公用負担等 (法 113)

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、以下の措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現地の工作物又は物件でその武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(5) 警戒区域の設定 (法 114)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(6) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防本部、県警察、釜石海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- ② NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ③ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、以下の措置を講ずる。
- ア ロープ、標示板等により区域を明示するとともに、広報車両等による広報及び放送事業者に対する情報提供等により、住民に周知する。
- イ 武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ④ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、釜石海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

-
-
- ⑤ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(7) 安全の確保等

- ① 市長は、応急措置等を実施する市の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び釜石海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が応急措置等の実施に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて消防本部、県警察、釜石海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、応急措置等の実施に係る地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、武力攻撃事態等において、応急措置等を実施する市の職員に対して、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

3 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置 (消防組織法6ほか)

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動 (法97ほか)

- ① 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合においては、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うものとする。

- ② 消防団は、消防本部消防長又は宮古消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 (消防組織法21)

市長は、消防本部消防長と連携のうえ、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 (消防組織法 24③・同 24④ほか)

市長は、消防本部消防長と連携のうえ、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号)及び緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号)に基づき、知事を経由し、又は必要に応じ、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立 (消防組織法 24⑥ほか)

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事及び消防本部消防長と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行うものとする。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密に連携したうえで活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察、消防本部等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県、県警察、釜石海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 市長は、当該市の区域に武力攻撃事態等の影響がなく、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。(法 119・同 120)

- ④ 消防団は、被災現地等において消防本部と連携するとともに施設、装備、資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において消防本部の支援等の活動行う。
- ⑤ 市長、消防本部消防長又は水防管理者は、被災現地等で活動する消防職団員等の要員に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。 (法 158)

4 生活関連等施設における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の安全確保 (法 102)

① 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

③ 市が管理する施設の安全の確保

ア 市長は、市が管理する生活関連等施設について、その施設の管理者としての立場から安全確保のために必要な措置を行う。

この場合においては、市長は、必要に応じ県警察、釜石海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

イ 市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、宮古地区広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）が管理する生活関連等施設について、市は、広域行政組合構成市町村及び当該広域行政組合と連携して、警備の強化等の措置を講じるものとする。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除 (法 103)

① 危険物質等に関する措置命令

ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって、当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は以下のとおり。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

対 象	措 置 の 内 容
1 消防本部等（消防本部及び消防署をいう。）所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

② 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 市長は、上記表中の項目「措置の内容」①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

5 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市は、NBC兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現地における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合においては、その被害現地における状況に照らして、現地及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、NBC兵器による攻撃による被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、釜石海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現地における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、その情報をもとに県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC兵器による攻撃により放射性物質等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ以下の点に留意して措置を講ずる。

① 核物質又は核兵器による攻撃の場合

ア 市は、核物質等による攻撃により武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。

イ 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行うなど、活動の実施について徹底を図る。

② 生物剤による攻撃の場合

ア 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

イ 市は、保健所が行う消毒等の措置について、県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ 市の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

【※ 生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、化学剤による攻撃による被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置に係る市長及び広域行政組合の管理者の権限

(法 107・同 108)

- ① 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、県警察等の関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる権限を行使する。
- ② 広域行政組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市及び県警察等の関係機関と調整しつつ、以下の表に掲げる権限を行使するものとする。

【放射性物資等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等（法 108）】

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 a 移動の制限 b 移動の禁止 c 廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1 当該措置を講ずる旨 2 当該措置を講ずる理由 3 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4 当該措置を講ずる時期 5 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 a 使用の制限又は禁止 b 給水の制限又は禁止	
3号	死体	a 移動の制限 b 移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	a 廃棄	
5号	建物	a 立入りの制限 b 立入りの禁止 c 封鎖	
6号	場所	a 交通の制限 b 交通の遮断	

(6) 要員の安全の確保

- ① 市長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から武力攻撃災害の状況等の情報について積極的な収集に務め、その情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。
- ② 広域行政組合の管理者は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から武力攻撃災害の状況等の情報について積極的な収集に務め、その情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮するものとする。

6 武力攻撃原子力災害への対処 (法 105 関係)

県内には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、隣接する青森県には原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所があり、宮城県には、女川原子力発電所があることから、武力攻撃原子力災害が発生した場合、風向き等の気象条件などによっては、市が影響を受ける可能性がある。

また、県内を核燃料物質輸送車両が通過していることから、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響等にかんがみ、市は、武力攻撃原子力災害への対処に関し、以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けた場合には、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 市長は、消防機関等からの連絡により、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を指定行政機関の長及び知事に通報する。
- ③ 市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、本編第3章に定める警報の内容の通知に準じて、関係機関にその公示の内容を通知する。
- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、その指示の内容を踏まえ、本編第4章に定める避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により、知事が行う避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、被災現地及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、本章2に定める退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等 (法 97・同 102)

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう、知事に対し要請することを求める。

また、市長は、必要に応じ、法第102条第1項の生活関連等施設に係る規定に基づき、生活関連等施設の管理者である原子力事業者が、その施設の安全確保のために必要な措置を講ずるよう、知事に対し要請することを求める。

(4) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、県その他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(5) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害の発生に係る情報について積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第7章 情報の収集及び提供

1 被災情報の収集及び提供

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集及び報告に当たる担当部署を定め、必要な体制の整備を図るとともに、その部署職員が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を修得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

(2) 被災情報の収集 (法 126)

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、釜石海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(3) 被災情報の報告 (法 127)

- ① 市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ② 市は、第一報を県に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

2 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

(1) 安否情報の種類及び報告様式

① 安否情報の種類

ア 武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔市の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市に在るときに負傷した場合及び市で死亡した場合を含む。〕である。

イ 安否情報として収集する内容を、以下のとおり定める。

【収集、報告すべき安否情報の内容】

1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑤ 国籍
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 負傷（疾病）の該当
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ 現在の居所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者への回答希望
- ⑫ 知人への回答希望
- ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑭ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑮ 遺体の安置されている場所
- ⑯ 連絡先その他必要情報
- ⑰ ①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

ウ 市長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）」により行う。

② 安否情報の報告

ア 市町村長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。

イ 収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限り電子データにより行う。

(2) 安否情報の収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当部署及び安否情報の回答責任部署を定めるとともに、当該部署職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

(3) 安否情報の収集及び整理 (法94)

① 市は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

② 安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

③ 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

(4) 安否情報収集の協力要請

① 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内的の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ把握する。

② 市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、その協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、その協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(5) 県に対する報告 (法 94)

市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、安否情報システムにより送付する。

ただし、事態の状況等により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話等により報告を行う。

(6) 安否情報の照会の受付 (法 95 関係)

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書（様式第4号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(7) 安否情報の回答 (法 95)

① 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、以下の方法により本人確認等を行うこと等により、その照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書（様式第5号）」により、その照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

ア 市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会

運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う

イ 電話、ファックス、電子メール等による照会

市長が適当と認める方法により本人確認を行う

② 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、その回答を行った担当者並びに回答の相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。

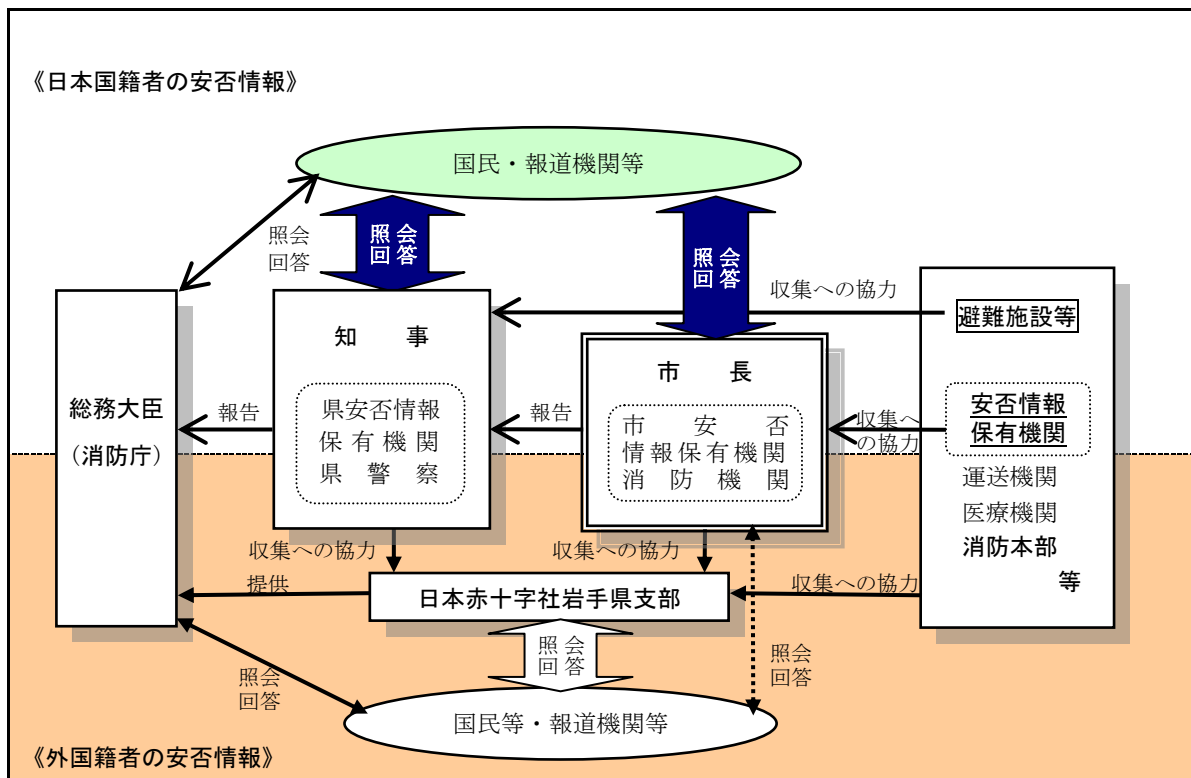
(8) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から、特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(9) 日本赤十字社に対する協力 (法96)

- ① 市は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。
- ② 市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、その安否情報の提供に当たっても、本章2の(7)及び同(8)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

【安否情報の収集及び提供のフロー】



第8章 その他の措置

市は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため等、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、以下の措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合においては、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対して情報提供を行う。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(法 75・水道法 40)

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康を維持するため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

市は、武力攻撃災害による被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医、保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124）

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して他の市等との応援等に係る要請を行う。

(3) し尿処理対策

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。

また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

3 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、以下の事項等について所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第9章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法 129)

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 総合相談窓口の設置

市は、武力攻撃災害による被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるための総合的な相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

(2) 被災児童生徒等に対する教育 (法 75・同 76)

市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、学校納付金の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が武力攻撃等による被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(3) 公的徴収金の減免等 (法 162)

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を武力攻撃災害の状況に応じて実施する。

(4) 生活基盤等の確保

ア 水の安定的な供給 (法 134)

水道事業者ある市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 公共的施設の適切な管理 (法 137)

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第10章 特殊標章等の交付及び管理

市は、武力攻撃事態等において、ジュネーブ諸条約及びジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付及び管理について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

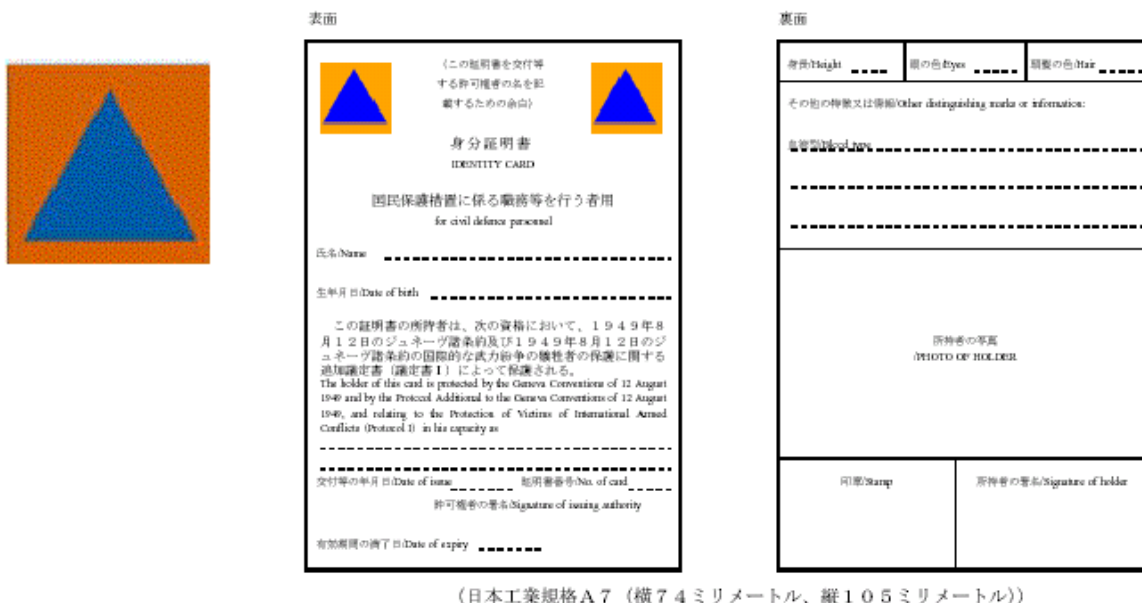
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は以下のとおり。）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力のために使用される場所等。



2 特殊標章等の交付及び管理

（法158関係）

市長、水防管理者及び消防本部消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ア 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員並びに消防本部消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者（市長）

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防本部消防長

- ア 消防本部消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防本部消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防本部消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (法 139)

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

① 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。

② 前項に復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請 (法 140)

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の機能性の確保

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。なお、市が管理するライフライン施設については、平素から自然災害に対する既存の予防措置等を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 公共的施設の応急の復旧 (法 139)

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等 (法 141)

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、住民生活との関連が深い施設を優先に迅速な復旧を行う。
また、市は、本章1の法制の整備後において、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法 (法168・同169)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁 (法167)

市長が、知事から国民保護法第76条第1項に基づく、救援に関する措置を講ずべきことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行う。

(3) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償 (法159)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等にしがたい、補償を行う。

(2) 損害補償 (法160)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等にしがたい損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (法161)

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きにしがたい、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法6関係)

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

- ① 市は、市対策本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な相談窓口を開設する。
- ② 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第1項、3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

- ① 市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うに当たり、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。
- ② 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。